6　「共同行為の対象とする商品又は役務」欄は、共同行為の対象とする商品又は役務の全てを記載するものとし、その名称は、「家電製品」、「飲食サービス」等と具体的に記載すること。

7(1)　「共同行為の内容」欄は、しようとする共同行為の内容に該当する□にV印を入れること。該当するものがない場合は、「その他」の□にV印を入れ、その内容を記載すること。

(2)　括弧内には、共同行為の内容が商品又は役務により異なる場合に、その商品又は役務の名称を記載すること。

(3)　「共同行為の内容」欄の「3」、「4」又は「7」で税込価格を表示せずに価格表示をする旨の決定をする場合は、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法第10条に規定する要件を満たす必要がある点に留意すること。

8　「共同行為の実効を確保するための手段」欄は、共同行為の実効を確保するために講じようとする手段の有無について、該当する□にV印を入れ、共同行為の実効を確保するための手段を講じようとする場合は、その内容を記載すること。

9(1)　「添付書類」は、届出書に添付した書類について、該当する番号を○で囲むこと。

(2)　「添付書類」(1)の書類は、以下の様式のとおり作成すること。

番号	事業者団体の名称	設立に係る根拠法	住所	代表者の氏名	構成事業者の数	変更理由及び変更年月日
1						
2						
3						

なお、設立に係る根拠法がない場合は、「設立に係る根拠法」欄には「―」と記載すること。

様式第5号（用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。）

消費税の転嫁の方法又は消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為の廃止届出書

平成　年　月　日

公正取引委員会　殿

名称又は氏名
住所
代表者の氏名　　印

1　平成　年　月　日に届け出た消費税の転嫁の方法の決定に係る共同行為を、平成　年　月　日をもって廃止したので、

2　平成　年　月　日に届け出た消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為を、平成　年　月　日をもって廃止したので、

届け出ます。

（記載上の注意）

消費税の転嫁の方法の決定に係る共同行為及び消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為のうち、廃止したものの番号を○で囲むこと。

告示

○財務省告示第二百八十九号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十五年八月十五日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十五年九月十日

財務大臣　麻生　太郎

一　名称及び記号　利付国庫債券（二年）（第三百三十一回）

二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（平成二十四年法律第百一号）第二条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項及び第六十二条第一項

三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行方法　価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募入の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによる発行（以下「非競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札の募入の決定をした後に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行」という。）

五　募入決定の方法

イ　価格競争入札発行　各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。

ロ　非競争入札発行　各申込みの応募額を案分により割り当てる。

ハ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行　各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

六　発行額

イ　価格競争入札発行　額面金額で二兆六千六百九十七億円

ロ　非競争入札発行　額面金額で二百五十億円

うち、財政法第四条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で二百五十億三百八十万円、財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律第二条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で一兆三千三百七億三千五百七十五万円、特別会計に関する法律第四十六条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で一兆二千三十八億八千九百六十万円、同法第六十二条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で千百億六千八十五万円

特別会計に関する法律第四十六条第一項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で十五億六千万円